

(別紙)

『キャリア教育推進特区変更申請』新旧対照表

新	旧
<p>構造改革特別区域計画 別紙①</p> <p>1 (略)</p> <p>2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 株式会社東京リーガルマインド</li><li>② デジタルハリウッド株式会社</li><li>③ 株式会社ビジネス・ブレイクスルー</li></ul> <p>3～5 (略)</p>	<p>構造改革特別区域計画 別紙①</p> <p>1 (略)</p> <p>2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 株式会社東京リーガルマインド 代表取締役会長 <u>反 町 勝 夫</u> 住所：<u>東京都中野区中野4-11-10</u></li><li>② デジタルハリウッド株式会社 代表取締役社長 <u>古 賀 鉄 也</u> 住所：<u>東京都千代田区神田駿河台4-6</u></li><li>③ 株式会社ビジネス・ブレイクスルー 代表取締役 <u>大 前 研 一</u> 住所：<u>東京都千代田区二番町3</u></li></ul> <p>3～5 (略)</p>

『キャリア教育推進特区』『キャリア教育推進特区変更申請』新旧対照表

新	旧
<p>構造改革特別区域計画 別紙②</p> <p>1 (略)</p> <p>2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者 デジタルハリウッド株式会社</p> <p>3～5 (略)</p>	<p>構造改革特別区域計画 別紙②</p> <p>1 (略)</p> <p>2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者 デジタルハリウッド株式会社 代表取締役社長 <u>古賀鉄也</u> <u>住所：東京都千代田区神田駿河台4-6</u></p> <p>3～5 (略)</p>